

○ 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第二十五号） 新旧
 対照条文（抄）
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第八条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>第九十八条 削除</p> <p>（労働基準主管局長等の権限） 第九十九条（略）</p>	<p>（地方労働基準審議会） 第九十八条 この法律の施行に関する事項を審議するため、都道府県労働局に地方労働基準審議会を置く。</p> <p>② 前項に規定する事項のほか、地方労働基準審議会は、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第四十条、第四十五条及び第四十七条の規定に限る。）の施行に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。</p> <p>③ 地方労働基準審議会は、都道府県労働局長の諮問に応じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。</p> <p>④ 地方労働基準審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各同数を任命する。</p> <p>⑤ 前各項に定めるもののほか、地方労働基準審議会に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（労働基準主管局長等の権限） 第九十九条（略）</p>

② 都道府県労働局長は、労働基準主管局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整に関する事項その他この法律の施行に関する事項をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

③・④ (略)

② 都道府県労働局長は、労働基準主管局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法及び地方労働基準審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

③・④ (略)